

> 受給者証取得について

> 障がい児通所受給者証の申請方法

大阪市にお住まいの場合

奈良県西和七町、柏原市・八尾市など大阪市以外の大阪府内市町村

■大阪市にお住まいの場合

居住区の区役所の保健福祉センター保険福祉課の受付窓口で受給者証の申請を行います。

◎ 区役所での手続きの流れ

- 支給申請
- サービス利用意向調査
- 指定特定相談支援事業所の紹介
- 指定特定相談支援事業所による利用計画(案)の作成
- 支給決定（区役所から受給者証が郵送で交付されます）
- 指定特定相談支援事業所による利用計画の作成
- サービス利用

※受給者証がお手元に届いていない場合でも、支給決定された時点でサービス利用を開始することが出来ます。

■ 奈良県西和七町、柏原市・八尾市など大阪市以外の大阪府内市町村にお住まいの場合

居住される町の障がい福祉窓口で受給者証の申請を行います。

市町村役場での手続きの流れ

- 支給申請
- サービス利用意向調査
- 指定特定相談支援事業所の紹介
- 指定特定相談支援事業所による利用計画(案)の作成
- 支給決定(町役場から受給者証が郵送で交付されます)
- 指定特定相談支援事業所による利用計画の作成
- サービス利用

※受給者証がお手元に届いていない場合でも、支給決定された時点でサービス利用を開始することができます。